情報公開用

令和4年度第2回

江戸川区都市計画審議会

議事録

江戸川区都市開発部

令和 4 年度第 2 回江戸川区都市計画審議会

日 時:令和4年12月23日(金)午後2時00分から午後3時30分

場 所:江戸川区役所西棟4階第1~3委員会室

出席者:委員 大村謙二郎、石井恒利、田口浩、上野達、高木秀隆

竹内進、桝秀行、小俣則子、前田善久、野呂瀬亮一

岩楯重治、渡邉辰雄、関口孟利、金本成叔、武松伸人

石田和男、佐藤理恵、中村由美、山下大輔 以上19名

事務局 都市開発部長、都市計画課長、土木部長、まちづくり調整

課長、まちづくり推進課長、市街地開発課長、建築指導課

長、施設課長、学校建設技術課長

欠席者:有田智一、小久保晴行、松本勝義、横山巖、井桁秀夫 以上5名

傍聴者: 2名 議 案: 1.開会

2. 諮問案件審議

諮問第6号の1 東京都市計画 用途地域の変更について

(東京都決定)

諮問第6号の2 東京都市計画 区域区分の変更について

(東京都決定)

諮問第6号の3 東京都市計画 高度地区の変更について

(江戸川区決定)

諮問第6号の4 東京都市計画 防火地域及び準防火地域

の変更について(江戸川区決定)

諮問第6号の5 東京都市計画 特別用途地区の変更について

(江戸川区決定)

諮問第7号 東京都市計画 高度利用地区の変更について

(江戸川区決定)

諮問第8号 東京都市計画地区計画

上一色・本一色・興宮町地区地区計画

の変更について(江戸川区決定)

諮問第9号 東京都市計画地区計画

臨海町二丁目地区地区計画

の変更について (東京都決定)

諮問第10号 東京都市計画 生産緑地地区の変更について

(江戸川区決定)

3.閉会

4.事務連絡

議事

事務局: 皆さま、本日は年末のお忙しい中、ご出席いただきまして誠にあ (都市開発部長) りがとうございます。定刻になりましたので、ただ今から令和4年

度 第2回江戸川区都市計画審議会を始めさせていただきます。私、都市開発部長の眞分と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、諮問案件5件を予定しておりますので、ご審議のほどを よろしくお願いいたします。

これからの進行につきましては、大村会長にお願いしたいと思い ます。大村会長どうぞよろしくお願いいたします。

会 長: それでは、審議に入らせていただきます。

まず、審議会の成立についてでございますが、本日は19名が出席、5名の欠席でございます。江戸川区都市計画審議会条例第6条により、委員の過半数をもって議事を決することになっておりますので、審議会は成立しております。

次に、議事録署名委員として、中村委員と山下委員、このお2人 にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

次に、会議の公開についてでございますが、事務局、傍聴者はい らっしゃいますか。

事務局: はい、2名いらっしゃいます。

(都市計画係長)

会 長: それでは、部屋に入ってもらってください。

それでは、事務局のほうから配布資料の確認をお願いいたします。

事 務 局: それでは、配布資料につきましてご確認をさせていただきます。

(都市計画課長) 議案書については、資料1~資料5を既にお送りさせていただい ておりますが、資料1につきましては、一部訂正がございましたので、 改めて机上にお配りをさせていただいております。お手数でございま

すけれども、差し替えのほうをお願いいたします。

また、議案書がお手元にない方がいらっしゃれば事務局までお知らせください。

その他に、次第と席次表を机上に配布させていただいております。 配布資料については以上でございます。

会 長: それでは、審議に入らせていただきますが、諮問第6号の1~5 につきましては、いずれも関連案件ですので、5つを併せて審議し たいと存じます。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事 務 局: それでは、お手元の議案書は資料1になります。スクリーンのほ (都市計画課長)うをご覧ください。諮問第6号の1、東京都市計画、用途地域の変更 (東京都決定)諮問第6号の2、東京都市計画、区域区分の変更(東京都決定)諮問第6号の3、東京都市計画、高度地区の変更(江戸川区決定)諮問第6号の4、東京都市計画、防火地域及び準防火地

域の変更(江戸川区決定) 諮問第6号の5、東京都市計画、特別用途地区の変更(江戸川区決定)でございます。

初めに、経緯の概要についてご説明いたします。昭和44年に現行の都市計画法が施行されまして、昭和48年に用途地域等が都市計画決定されています。本区では、現状までに計48回の都市計画変更を行ってまいりました。この間、道路の整備等による地形地物の変化によりまして、用途地域の指定状況と現況に不整合が見られる箇所があることから、今回、東京都におきまして用途地域等を一括して変更することとなりました。

今回の都市計画変更に当たりましては、昨年、東京都への原案提出前に、一度この都市計画審議会のほうに諮問をさせていただいております。今回の変更案は、昨年ご審議いただいた原案から変更はございません。また、今月12月1日から15日までの期間、都市計画案の縦覧を行いましたが、縦覧者、意見書はともにありませんでした。

今回、都市計画変更の対象となります用途地域等でございますが、まず用途地域、区域区分、高度地区、防火及び準防火地域、特別用途地区のことでございます。区域区分及び用途地域については東京都決定、その他については江戸川区決定の都市計画でございます。

まず、用途地域は、建ペい率や容積率、最低敷地面積も含まれております。また、これらの都市計画変更に併せて日影規制も変更をいたします。

これまでの用途地域等の変更の経緯についてですが、東京都全体で一斉見直しを4回行っておりまして、本区では個別の変更は計44回となっております。また、東京都における用途地域の変更については、原則、地区計画の策定が必要となっております。これは、地域の特性に応じた目指すべき市街地像を実現するためのもので、東京都の用途地域等に関する指定方針及び指定基準の中に明文化されております。

これまで、地区計画の策定に併せて用途地域等を変更してまいりましたが、今回の変更については地区計画を伴わない変更でございます。東京都では、地区計画を伴わない用途地域等の変更方針を策定しておりまして、本方針に基づいて変更を行うものでございます。

本区では、用途地域の境界としていた地形地物の変化等により指定状況と現況に差異がある地区について部分的に変更をいたします。

今回の本区の変更は、スクリーンにお示ししているものになります。1点目は、用途地域等の境界、基準としていた地形地物が変化した箇所。2点目は、計画線よりも広く整備された都市計画道路の沿道の用途地域等の指定でございます。今回の変更は、このような地形地物の変化の実態に合わせた変更のため、事業などを導入して政策的に変更する区域はございません。

こちらは総括図でございます。北は左をお示ししております。今回、 変更箇所は16カ所でございます。今回の変更につきましては、軽微 な変更ということで、抜粋してご説明をさせていただきます。

まず、1番目が西小岩二丁目地内でございます。変更前の用途地域の境界線は赤線で示しております。こちらは、現況の道路の形状に合わせての変更となります。現況の道路境界から20mを用途境といたします。変更範囲については、斜線でお示ししている部分になりまして、用途地域は第一種中高層住居専用地域から第一種住居地域に変更となります。

続いて、小松川一丁目地内でございます。こちらも現在の用途地域等の境界線は赤線でお示しをしております。こちらは、荒川ロックゲートの整備によりまして堤防の形状が変化しております。現在、用途地域等の境界線が不明確となっております。斜線の部分が変更範囲でございまして、併せて区域区分も変更となります。変更後は、現況の堤防の中心を用途地域等の境界とするものでございます。

続いて、臨海町六丁目地内でございます。こちらは、葛西臨海公園の南側の区域でして、斜線でお示ししている海面の部分について現在の用途地域の指定がされております。過去にこちらは民有地があったということで、このような用途地域の指定となっておりましたが、現在は海面で都有地となっておりますので、今回、市街化区域から市街化調整区域に変更をするものでございます。

続きまして、船堀五丁目地内です。こちらは、都市計画道路の放射第31号線、新大橋通り沿道の用途指定でございます。こちらの都市計画道路につきましては、当初の計画線よりも広く道路が整備されている状況でございます。スクリーン上で赤線でお示ししております、都市計画道路の計画線から30mが現在の用途地域等の境界ですが、こちらについては、実態に合わせて現況の道路境界より30mを用途地域等の境界といたします。都市計画道路沿道の用途指定につきましては、こちらの他にも9路線ほど計画線よりも広く整備されている路線があるため、そちらも同様に変更をいたします。

また、こちらは諮問事項ではございませんけれども、今回の用途地域の変更とは別に、日影規制について一部変更する部分がございます。日影規制とは、10mを超える建物を対象といたしまして、同じ場所にそれぞれ定められた時間以上日影を落とすことを制限しております。日影を落とす時間を測定する高さを測定面といっております。高度地区ごとに定めておりまして、日影規制のうち、今回は測定面についての変更になります。東京都の日影規制条例では、高度地区で第三種高度地区が指定されております場合には、基本的に測定面を6.5mとしておりますが、例外規定で日影規制の測定面を4mとすることができます。4mにすることで、規制は6.5mよりも厳し

くなるということでございます。本区では、既に、土地利用の状況を 鑑みて、第三種高度地区のうち第一種住居地域と近隣商業地域及び 準工業地域の測定面を4mとしています。一昨年度の都市計画変更 で、第一種及び第二種中高層住居専用地域につきましても、第三種高 度地区の区域が指定されることになりました。今回、こちらの第一種 及び第二種中高層住居専用地域の区域で第三種高度地区については、 日影規制の測定面を4mといたします。

最後でございますけれども、今後の予定ですが、本審議会の後、東京都決定案件である用途地域と区域区分については、東京都へ意見回答をいたします。その後、2月の東京都都市計画審議会に付議されまして、令和5年4月の都市計画変更を予定してございます。

諮問第6号については以上でございます。よろしくどうぞお願い します。

会 長: ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見等がありましたらお受けしたいと思います。いかがでございますか。冒頭、ご説明ありましたように、昨年12月の時にも、一応、説明していただいているということで、大きな変更もないということですので、ご説明ありましたように、特に事業を伴うような変更ではないというようなことになっております。特によろしゅうございますか。

一 同: 異議なし。

会 長: それでは、原案どおり了承するという形で答申させていただきま す。ありがとうございました。

それでは、続きまして、諮問第7号及び第8号、これにつきましては、諮問第6号の用途地域等の変更に伴うものですので、併せて審議したいと思います。事務局のほう、議案の説明をお願いいたします。

事 務 局: はい。諮問第7号と8号でございますけれども、先ほどの諮問第 (都市計画課長) 6号の用途地域等の一括変更に伴う変更でございますので続けてご説明をさせていただきます。議案書のほうは、資料2及び資料3でございます。

まず、諮問第7号、東京都市計画高度利用地区の変更について、江 戸川区決定でございます。

こちらは、位置図でございます。赤の破線で囲まれた区域が、今回変更をする高度利用地区でございます。JR小岩駅の南西側に位置してございます。

次に、当地区におけるまちづくりの経緯でございます。平成26年3月にJR小岩駅周辺地区地区計画が都市計画決定されまして、同時に小岩駅付近広場についても都市計画変更がされました。また、平成26年10月に市街地再開発事業と高度利用地区が都市計画決定さ

れております。さらに、平成31年3月に南小岩六丁目地区市街地再開発事業が着工されました。

今回の都市計画変更につきましては、12月1日から12月15日 までの期間、都市計画案の縦覧を行いましたが、縦覧者、意見書の提 出はございませんでした。

スクリーンのほうには、用途地域等の変更概要を示しております。 こちらの地区については、これまで旧小岩駅付近広場から30mを用 途地域等の境としておりましたが、今回の用途地域等の一括変更で、 現況の道路境界から30mを用途地域等の境とします。今回の高度利 用地区の変更は、こちらの用途地域等の変更に合わせた変更でござい ます。

スクリーンのほうには、今回の変更箇所をお示ししております。今回の変更は、高度利用地区内の区分の変更になります。現在、地区内の区分は、旧小岩駅付近広場の境界より30mを区分分けの境界としておりましたが、今回の用途地域の変更に合わせて、現況の小岩駅付近広場より30mを区分の境界とします。主に変更になるのは容積率の制限でございますが、緩和側になるため既存不適格になるものはございません。諮問第7号の高度利用地区の変更については以上でございます。

続きまして、諮問第8号、東京都市計画地区計画 上一色・本一色・ 興宮町地区地区計画の変更について、こちらも江戸川区決定でござい ます。

こちらは、位置図でございます。赤の破線で囲まれた区域が上一色・本一色・興宮町地区地区計画の区域でございます。 東側を新中川、南側を千葉街道、北側をJR総武線に囲まれた区域でございます。

次に、当地区におけるまちづくりの経緯でございます。令和元年に密集住宅市街地整備促進事業が事業開始されまして、令和2年3月に地区計画が都市計画決定されております。こちらの都市計画案ですが、12月1日から15日まで縦覧を行いましたが、縦覧者、意見書の提出はいずれもございませんでした。

こちらは、都市計画で定める事項でございます。今回の変更は、 地区整備計画の変更でございます。地区整備計画のうち、今回変更に なるのは、地区の区分と地区施設の配置及び規模でございます。

まずは、こちらの用途地域等の変更ですけれども、都市計画道路補助142号線、千葉街道の北側が計画線よりも広く整備されております。これまで都市計画道路の計画線から20mあるいは50mを用途地域等の境界としておりましたが、実態に合わせて現況の道路境界より20m、50mを用途地域等の境界とします。今回の地区計画の変更は、これらの用途地域等の変更に合わせた変更でございます。

地区計画の中の地区の区分について、都市計画道路の計画線からそ

れぞれ20m、50mとしていたところを、現況の道路境界より20m、50mというふうなことで、スクリーンのほうでお示ししているように変更してまいります。

次に、併せて、地区施設の配置及び規模についてでございますが、 区画道路について一部幅員を修正いたします。こちらも現況に合わせ た変更になりますので、新たに拡幅路線が追加になるということはご ざいません。

諮問第7号、8号につきましては、江戸川区決定でございますけれども、先ほどの諮問6号の用途地域の一括変更に伴う変更になりますので、用途地域等の変更に併せて令和5年4月に都市計画変更の告示を行う予定でございます。

用途地域等の一括変更に関連した都市計画変更の諮問第7号及び8号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長: ただ今の説明につきまして、何かご質問やご意見ございましたらお 受けしたいと思います。いかがでございますか。よろしゅうございま すか。

一 同: 異議なし。

会 長: それでは、諮問第7号及び8号について原案どおり了承するという 形で答申させていただきます。ありがとうございました。

> それでは、諮問第9号について審議をしたいと存じます。事務局、 説明をお願いいたします。

事務局: それでは、議案書のほうは資料4番でございます。諮問第9号東京 (都市計画課長) 都市計画地区計画 臨海町二丁目地区地区計画の変更について、東京都決定でございます。

こちらは、位置図でございます。赤の破線で囲まれた区域が地区計画を変更する臨海町二丁目の地区でございます。西側に荒川、南側に湾岸道路に面した区域でございます。

次に、当地区におけるまちづくりの経緯でございます。平成10年 3月に地区計画が都市計画決定されまして、平成11年12月に法改 正に伴う都市計画変更をしております。こちらの諮問第9号の都市計 画案についても12月1日から12月15日まで縦覧を行いました が、縦覧者、意見書の提出はございませんでした。

また、こちらの地区計画は再開発等促進区を定める地区計画でございまして、東京都決定の地区計画でございますので、東京都の都市計画審議会にも付議された後に都市計画変更となります。

こちらは、都市計画で定めている事項でございます。今回の変更は、 名称及び 地区整備計画の変更でございます。 名称の変更につき ましては、法改正によりまして再開発地区計画という名称がなくなり ましたので、記載のとおり「臨海町二丁目地区地区計画」に名称を変 更します。

また、 の地区整備計画のうち、今回変更になるのは、建築物等に 関する事項でございます。

今回の変更は、建築基準法の改正に伴いまして、計画書の中の建築 基準法別表第二(リ)項を(ぬ)項に記載を変更いたします。

変更の概要を簡単にご説明させていただきます。こちら都市緑地法等の一部を改正する法律によりまして、新たな用途地域の種類として田園住居地域が創設されました。併せて、平成27年に建築基準法が一部改正されまして、建築基準法の別表に田園住居地域というものが追加されました。今回の東京都決定の地区計画につきましては、東京都で一括して項番号のずれに伴う修正を行うことになりましたので、本区においても地区計画書の一部を変更するものでございます。今回の変更につきましては以上でございます。

最後にスケジュールでございます。こちらの地区計画は、東京都決定の地区計画でございますので、本審議会の後に東京都へ意見回答を行います。その後、東京都の都市計画審議会にも付議されまして都市計画変更となります。都市計画変更の予定は、3月を予定してございます。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長: ただ今の説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょ うか。 はい、 どうぞ。

○○委員: こちらの地区計画に関しては、今言う年号の変更だけということで、特に何か変えるということではないんでしょうか。現状、これは、ここちょっと私、小岩のほうなので分からないんですけど、何に使われているとか、どうなっているんでしょうか。ちょっとそれを教えていただければ幸いです。

会 長: お願いいたします。

事 務 局: 今回の変更は、一つは地区の名称の変更と、それから、先ほどお話 (都市計画課長) しした法改正とか項番号のずれ等の変更でございますので、特に地 区の内容について変更になるというわけではございません。

それから、現状でございますけれども、こちらはゴルフの練習場ですとか、それから駐車場とか、砕石場とそういったものが現状ではあるということでございます。

以上でございます。

○○委員: ありがとうございました。

会 長: よろしいですか。他に何かご質問、ご意見ございましたら。特にな いようでしたら、原案どおり了承するという形でよろしゅうござい ますね。

一 同: 異議なし。

会 長: はい、そういう形で答申させていただきます。

それでは、諮問第10号について審議をしたいと存じます。事務 局説明をお願いいたします。

事務局:

続きまして、議案書の資料5番でございます。スクリーンのほうをご覧ください。諮問第10号、東京都市計画生産緑地地区の変更について、江戸川区決定でございます。こちらの諮問案件につきましても、本年の12月1日から12月15日まで縦覧を行いまして、縦覧者、意見書の提出はございませんでした。

こちらは、これまでの変更の経緯並びに農地面積の推移を示させていただいております。本区では、平成29年6月に生産緑地法が改正されたことに伴いまして、同年12月に江戸川区生産緑地地区に定めることができる区域に関する条例を定めて、指定面積の下限を500㎡から300㎡に引き下げております。

今回の変更は、一部追加の5地区と全部削除の4地区でございます。 生産緑地地区の面積は、平成4年の指定以降、追加、削除を行っておりまして、現在、258地区、34.54haでございます。今回の 変更によりまして254地区、34.10haとなります。

次に、変更箇所の位置図でございます。

まず、主たる従事者の死亡等による全部削除が3地区で、赤い丸で 示しています。

また、公共施設設置等による全部削除が1地区で、黄色い四角で示しております。

次に、緑色の丸でお示した5地区は、新たに一部追加の指定を行う 地区でございます。

また、都市計画の変更には当たりませんが、位置及び区域に変更はなく、当初申請時の面積と錯誤があった地区については、面積表示のみの修正を行う必要がありまして、こちらについては精査として扱います。その位置は、灰色の丸でお示しした1地区でございます。

それでは、全部削除と一部追加について説明してまいります。

初めに、全部削除の地区番号189番でございます。本地区は、鹿骨一丁目地内に位置しており、主たる従事者の故障による全部削除でございます。削除面積は、約770㎡でございます。こちらが189番の現場写真でございます。

次に、全部削除の地区番号305番でございます。本地区は、江戸川三丁目地内に位置しておりまして、主たる従事者の死亡による全部削除でございます。削除面積は、約570㎡でございます。こちらのほうは、区の方で取得をして公園にする予定をしております。続いて、こちらが305番の現場の写真でございます。

続きまして、全部削除の地区番号349番でございます。本地区は、 北篠崎二丁目地内に位置しており、主たる従事者の死亡による全部削 除でございます。削除面積は、約930㎡でございます。こちらが3 49番の現場の写真でございます。

次に、地区番号55番でございます。本地区は一之江二丁目地内に位置し、面積約3,760㎡でございます。こちらの地区につきましては、特別養護老人ホームを設置するということになりまして、生産緑地法第8条第4項の規定に基づき削除をするものでございます。

こちらが55番の現場の写真でございます。

次に、追加指定を行う地区でございます。

まず、地区番号 7 7番でございます。本地区は、江戸川五丁目地内に位置し、緑でお示しした区域の約 2 1 0 ㎡を新たに指定をいたします。こちらが 7 7番の現場の写真でございます。写真の緑色で囲ってある部分が今回の追加指定部分でございます。

続いて、地区番号152番、161番でございます。緑でお示しした区域のうち152番は、鹿骨四丁目地内に位置した約680㎡で、161番は鹿骨三丁目地内に位置した約670㎡です。それぞれ新たに追加の指定をいたします。こちらが152番の現場の写真でございます。こちらも緑色で囲ってある部分が追加の指定範囲でございます。続いて、こちらが161番の現場の写真でございます。こちらも緑色で囲っている部分が追加の指定部分でございます。

続きまして、地区番号 2 1 9番、 2 2 0番でございます。本地区は上篠崎一丁目地内に位置し、緑でお示しした 2 1 9番の約 2 5 0 ㎡と、2 2 0番の約 2 0 ㎡をそれぞれ新たに追加の指定いたします。こちらの写真が 2 1 9番でございます。こちらも、緑色で囲ってある部分が今回の追加指定部分になります。続いて、こちらが 2 2 0番の現場写真でございます。こちらも、緑色の部分が今回の指定部分でございます。

最後に、諮問事項ではございませんけれども、指定後30年を経過しました生産緑地のうち、特定生産緑地の指定状況について、関連する内容ということでご報告をさせていただきます。

このたび平成4年分の対象面積26.75haのうち24.84haが特定生産緑地へ移行するという申請がございました。これまで特定生産緑地の指定については、当都市計画審議会のほうで意見聴取を行ってまいりましたけれども、平成4年分について、11月8日に公示が完了いたしましたので併せて報告をさせていただきます。現在、平成5年指定分と平成7年指定分を受け付けしてございます。平成6年は指定がございませんでしたので、今の2カ年について受け付けをしているところでございます。今後も引き続き特定生産緑地への申請に対して、営農者の方々に働き掛けを行ってまいりたいと考えております。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長: ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何かご質問、

ご意見ございましたらお受けしたいと思います。いかがでございま

すか。どうぞ、○○委員。

○○委員: ○○です。よろしくお願いします。今、最後に、生産緑地の令和

4年度分について、残りの1.91haについては未申請ということで、具体的には申請されるのかどうか区としては把握されている

のかどうかということですが、どうでしょうか。

会 長: お願いいたします。

事務局: 平成4年度指定につきましては、もう既に指定が完了しておりま

(都市計画課長) すので、この1.91haについて指定はされません。今後も指定

はされないということになります。

以上です。

○○委員: はい、分かりました。追加される生産緑地については、ちょっと

ほっとするんですけれども、頂いた資料の6ページ、7ページを見ますと、プラスマイナス4, 200m 、農地がなくなるという点で

は、非常に残念だなというふうに思うんですね。

先日、緑の基本計画が江戸川区としても報告されまして、そのパブリックコメントの中にも、農地の存続を求める区民の皆さんの声があったんですね。具体的に、やはり生産緑地といいますか、残してほしいと、私自身も思うんですが、区としての取り組みといいますか、残していく方向のいろいろな施策があると思うんですが、ど

うでしょうか。

会 長: いかがでございますか。お願いいたします。

事 務 局: はい、すみません、先ほどの回答の中で、この1.91haでござ

(都市計画課長) いますけれども、今後も引き続き生産緑地には指定された状況にはなります。ただ、税制等の優遇がなくなるということで、今後は従事者のほうの買い取り申請がいつでもお受けすることができるようにな

るということになります。

それから、こういった農地の減少ということで、おっしゃるとおり、都市計画の担当の部署としてもやっぱり憂慮することでございますので、農地について積極的に保全をしていきたいというふうに考えておりまして、各回の特定生産緑地の指定も93%まで至ったということで、これは農協さんですとか、それから農業委員会さんですとか、いろんな関係者の方々のご尽力の賜物というふうに考えておりますけれども、引き続き働き掛けを行ってまいりたいと考えていますし、区としても、やむなく生産緑地を、農地を廃止するということもございますので、できれば積極的に、場所によりますけれども、必要なところは取得をしてまいりまして、農地の形で残れるような方策をまた取り組んでまいりたいと思います。

また、区として、今、まさに農地の保全として取り組んでいるのが

鹿骨地区のほうで、「農の風景育成地区」という指定に向けて取り組んでいるところでございます。こちらについては、特に、江戸川区内で鹿骨地区で、この風景を残していく必要があるということで、今、地域の方々と農家の方々といろいろとお話をさせていただきながら、どういう保全ができるのかということを今進めているところでございます。

以上でございます。

○○委員: ぜひ、今いろいろな委員会にも食の安全の問題も陳情が出されていますので、地産地消という形では、安全な食を守るという点でも、ぜひ農地を残してほしいと思います。さまざまな施策を実施されていると思うんですけれども、これからも強化して取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

会 長: ありがとうございます。どうぞ、○○委員。

○○委員: ○○でございます。生産緑地の指定につきましては、どうしても農地を減少させてはいかぬということで頑張っているわけでございますけれども、相続税を払うために優良農地が減っていくというのは、これはどうにもならないことでございまして、東京都の農業会議でも、ここのところを何とか改善しないと都市農地はなくなっちゃうということで危機感を表明しております。ただ、税制上の問題でございますので、軽々しく何とかということはできないのが現状でございます。

それから、先般、連合町会長さんから提案がございまして、区内農地の防災用の協定が今、江戸川区ではしっかりしたものがないようでございまして、これをどうしても詰めておいて、緊急事態が起こった時に、すんなりと区民の皆さんが農地を利用して避難できるような体制を作らなきゃいけないと私どもも思うものでございます。先般の農業委員会で私、提案しまして、これは農協とか区とか、一般市民の区民の方々と相談をして詰めていかなきゃならないことだと思います。われわれとしても、これは宿題としてやりたいと思います。

それから、これは閣議決定を今年されたようでありますけれども、都心の農地に電気が足りないから太陽光発電を設置すると、積極的に太陽光発電をやってくれという依頼がありました。ただ、太陽光発電をやりますと、農作物ができなくなっちゃう。そういう欠点がございまして、ただ、その時に、生産緑地であっても、日陰になってもできるミョウガとかフキは大丈夫だと。だけど、ミョウガやフキ、そんなに大量に作っても、これは消費がありませんので。今、地方に行きますと、おびただしい耕作放棄地があります。これに向けて太陽光発電の設置を強力に進めたらどうだろうというふうに私、先般、農業会議で提案をしました。

ちなみに、6日に農地法の転用に関しまして青梅に参りましたところ、青梅地区の畑というのは、ほとんど作っていないんですね、耕作放棄地。どうしてやらないのかと言ったら、野生動物に食われちゃうので駄目だと。ハクビシンとかアライグマに食われちゃうし、スイカを作っても駄目になっちゃうのでやめちゃったというんですね。こういうことも含めて、せっかくの農地が荒れ放題になるということはどうかと思いますし、こういうふうな空いたところに太陽光の発電設備をやったらどうかと、優良農地を押さえず、それをやってもらいたいということが私たち農家の切実なお願いです。

以上です。

会 長: ありがとうございました、貴重な情報を。他には、どうぞ。

○○委員: ○○でございます。お疲れさまです。今の農地のことなんですけども、長く江戸川区に在住していて、いわゆる農地の活用、利用、あるいは、そういったものがあまり区民に知られていない部分があると思います。広報の動画もありますし、適宜、幾らかそういった掲載、農地のいわゆる利用で時々拝見しているんですけれども、やはりそういった今の現状を区民に知らせるという一案も必要なのではないかと思いました。

それから、今、太陽光の先生の話いただいたんですけども、やはり もともとは農地ということなので、やはり農地をどう生かすかとい うことを基準にして、利用価値を高めていくというのが、第一義とし たいというような気がいたします。

以上です。意見ということでお願いします。

会 長: ありがとうございます。ご意見ということでお伺いしておくという ことで。他に何かございますか。

江戸川区は、周辺区というか、農地がまだ残っているほうですし、それこそ小松菜であったりとかは有名な産地だった、あるいは、昔だったら金魚を養魚していたりとか、それなりのやっぱり貴重な資源ですから、なかなか難しい課題があるとは思うんですけど、できる限りやっぱり、都市計画の流れも、昔は市街化区域内農地は、宅地化をするものだという考え方が圧倒的に強かったんですけど、今は農地との共存というのが大きな流れになっているので、ぜひ江戸川区の農との共存を図る形でいい市街地をつくっていくという、そういう形で取り組んでいただければなと思っております。

よろしゅうございますか。

それでは、本日予定しておりました審議事項は全て終わりました ので、これで、原案どおり承認するということでよろしゅうございま すね。

一 同: 異議なし。

会 長: はい、では、諮問10号についても原案どおり答申させていただき

ます。

諮問事項は以上でございます。では、傍聴者の方は退室をお願いいたします。

年末のお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。これで審議会を終了いたします。あと、事務局のほうから連絡 事項がありますので、事務局のほうからお願いいたします。

事 務 局: 次回審議会の開催についてのご連絡でございます。次回は、来年 (都市計画課長) 3月の開催を予定しております。詳細につきましては、後日改めてお 知らせをさせていただきます。お忙しい中、大変恐縮でございますが、 よろしくどうぞお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

会 長: それでは、散会させていただきます。どうもありがとうございまし

た。

一 同: ありがとうございました。

以上

以上のとおり議事を記録し、ここに署名する。

会 長 大村 謙二郎

署名委員 中村 由美

署名委員 山下 大輔